

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 19 年 3 月 27 日 (火) 号外第 52 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則 (24) (経営支援課) 4
	鳥取県農業改良資金貸付規則等の一部を改正する規則 (25) (〃) 7
	鳥取県宮境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (26) (水産課) 19
◇ 公安規則	鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 (4) (警務課) 26

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 農業経営の改善のための農地取得を促進するため、県が利子補給を行う農業近代化資金の対象資金に農地取得に要する資金を追加する。
- (2) 農業近代化資金の利子補給金の額の計算方法を見直す等所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 農業経営の改善のための農地取得に要する資金を利子補給の対象資金に追加する。
- (2) 利子補給額の計算方法を融資機関の貸付対象ごとに計算する方法（現行 利子補給率ごとにまとめて計算する方法）に改める。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成19年4月1日とする。
 - イ (2)の改正は、平成19年1月1日から同年6月30日までの期間における利子補給金の額の計算から適用する。

鳥取県農業改良資金貸付規則等の一部改正について

1 規則の改正理由

(1) 鳥取県農業改良資金貸付規則の一部改正

- ア 資金の効率的な運用を図るため、農業者等に対する農業改良資金の貸付けを廃止し、農業者等に対して農業改良資金を貸付ける融資機関への貸付けのみとする。
- イ 小規模農家、兼業農家等が構成する集落を基礎とした営農組織（以下「集落営農組織」という。）の法人化に向けた支援を行うため、一定の要件を満たす集落営農組織を融資機関が行う農業改良資金の貸付けの対象に加える。
- ウ 支払期日を過ぎても償還されない貸付金の回収を促進するため、既に農業者等に貸付けた農業改良資金に係る債権の保全等の事務を鳥取県信用農業協同組合連合会又は債権回収会社に委託できることとする。

(2) 鳥取県事務処理権限規則の一部改正

- (1)ウ等に伴い、当該事務等の決裁区分に関し所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県農業改良資金貸付規則の一部改正

- ア 農業者等に対する農業改良資金の貸付けを廃止する。
- イ 融資機関が行う農業改良資金の貸付けの対象に、一定の要件を満たす集落営農組織を加える。
- ウ 既に農業者等に貸し付けた農業改良資金に係る債権の保全及び取立てに関する事務を鳥取県信用農業協同組合連合会又は債権回収会社に委託できることとする。
- エ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県事務処理権限規則の一部改正

- 農業改良資金の貸付けを受けることが適当である旨の認定に関する事務を部長委任決裁とするほか、所要の改正を行う。

(3) 施行期日等

- ア 施行期日は、平成19年4月1日とする(1)エの一部を除き、公布の日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の改正により卸売業務施設の仲卸業務のための利用について許可制度が設けられたこと等に伴い、所要の改正を行う。
- (2) (1)のほか、鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則(以下「規則」という。)に基づく報告書等様式を見直す。

2 規則の概要

- (1) 卸売業務施設の仲卸業務のための利用について許可制度が設けられたことに伴い、仲卸業務許可証の掲示を卸売業務施設内においても行うこととする。
- (2) 仲卸業務許可申請書等の様式を改める。
- (3) 毎月の水産物の取扱状況について仲卸業者からの報告が廃止されたことに伴い、仲卸業者からの報告の規定を廃止し、取扱状況報告書の様式を改める。
- (4) 卸売業務施設の水産物の荷さばきのための利用に係る利用状況報告を新たに求めることとし、報告書の様式を定める。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成19年4月1日とする。ただし、(2)は公布の日から施行する。
 - イ 平成19年3月1日からこの規則の施行の日(アのただし書に規定する日に限る。)までの間に提出された仲卸業務許可申請書及び仲卸業務許可更新申請書は、改正後の規則の規定に基づき提出されたものとみなす。

規 則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第24号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び別表の細目の表示に下線が引かれた条及び別表の細目（以下「移動条等」という。）に対応する次の表の改正後の欄中条及び別表の細目の表示に下線が引かれた条及び別表の細目（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び別表の細目の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><u>（趣旨）</u></p> <p><u>第1条 この規則は、農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する農業近代化資金及び同条第1項第1号に規定する者が農業経営の改善のために行う農地の取得に必要な資金で鳥取県農業近代化資金事務取扱要領（以下「要領」という。）で定めるものに係る利子補給金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（利子補給）</p> <p><u>第2条 県は、農業近代化資金を貸し付ける法第2条第2項各号に掲げる融資機関（以下「融資機関」という。）に対し、この規則の定めるところにより、当該農業近代化資金に係る利子補給金を交付する。</u></p> <p>（利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率）</p>	<p>（利子補給）</p> <p><u>第1条 県は、農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する農業近代化資金（以下「農業近代化資金」という。）を貸し付ける法第2条第2項各号に掲げる融資機関（以下「融資機関」という。）に対し、この規則の定めるところにより、当該農業近代化資金に係る利子補給金を交付する。</u></p> <p>（利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率）</p>

第3条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類は別表のとおりとし、利子補給率は農林水産大臣が定める率を勘案して知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第13条第2項に規定する農林水産部長。以下同じ。）が別に定めるものとする。

（利子補給契約書）

第4条 第2条の利子補給についての契約は、知事が当該融資機関との間に締結する利子補給契約書によって行なうものとする。

（利子補給金の額）

第5条 第2条の規定により交付する利子補給金の額は、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間における農業近代化資金につき、融資機関が行った貸付けの貸付対象ごとに算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。）に対し、第3条に規定する利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

（利子補給金の支払）

第6条 略

（利子補給金の打切り等）

第7条 略

2 県は、融資機関の責に帰すべき理由により融資機関がこの規則の規定に違反したときは、融資機関に対する利子補給を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

（報告の徴収等）

第8条 融資機関は、知事が当該融資機関の行った第2条の利子補給に係る農業近代化資金の融資に関し報告を求めた場合又はその職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

別表（第3条関係）

（1）～（3） 略

第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類は別表のとおりとし、利子補給率は農林水産大臣が定める率を勘案して知事が別に定めるものとする。

（利子補給契約書）

第3条 第1条の利子補給についての契約は、知事が当該融資機関との間に締結する利子補給契約書によって行なうものとする。

（利子補給金の額）

第4条 第1条の規定により交付する利子補給金の額は、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間における農業近代化資金につき、第2条に規定する利子補給率ごとに算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。）に対し、それぞれ当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

（利子補給金の支払）

第5条 略

（利子補給金の打切り等）

第6条 略

2 県は、融資機関の責に帰すべき理由により融資機関がこの利子補給規則の条項に違反したときは、融資機関に対する利子補給を打ち切り又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

（報告の徴収等）

第7条 融資機関は、知事が当該融資機関の行なった第1条の利子補給に係る農業近代化資金の融資に関し報告を求めた場合又はその職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

別表（第2条関係）

（1）～（3） 略

<p>(4) <u>要領</u>で定める規模を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金</p> <p>(5) 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する資金で<u>要領</u>で定めるもの</p> <p>(6) <u>農業経営の改善のために行う農地の取得（要領で定める規模を超えない規模の農地の取得に限る。）</u>に要する資金で<u>要領</u>で定めるもの</p> <p>(7) 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であって<u>要領</u>で定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（農業協同組合等に貸し付けられるものに限る。）</p> <p>(8) 略</p>	<p>(4) <u>知事</u>が定める規模を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金</p> <p>(5) 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する資金で<u>知事</u>が指定するもの</p> <p>(6) 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であって<u>知事</u>の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（農業協同組合等に貸し付けられるものに限る。）</p> <p>(7) 略</p>
---	--

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第5条の規定は、平成19年1月1日から同年6月30日までの期間における利子補給金の額の計算から適用する。

鳥取県農業改良資金貸付規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第25号

鳥取県農業改良資金貸付規則等の一部を改正する規則

(鳥取県農業改良資金貸付規則の一部改正)

第1条 鳥取県農業改良資金貸付規則(平成14年鳥取県規則第96号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の細目の表示に下線が引かれた条及び号の細目(以下この条において「移動条等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び号の細目の表示に下線が引かれた条及び号の細目(以下この条において「移動後条等」という。)が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等(以下この条において「削除条等」という。)を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等(以下この条において「追加条等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び号の細目の表示並びに削除条等を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び号の細目の表示並びに追加条等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章 総則(第1条 <u>第4条</u>) 第2章 貸付金(<u>第5条</u> <u>第26条</u>) <u>第3章</u> 雑則(<u>第27条</u>) 附則 (目的) 第1条 この規則は、農業者が農業経営の改善を目的として新たな農業部門の経営若しくは農畜産物の加工の事業の経営を開始し、又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産若しくは販売の方法を導入することを支援するため、 <u>農業者等に対する農業改良資金の貸付けを行う融資機関に対して当該貸付けに必要な資金を貸し付け、もって農業経営の安定と農業生産力の増強に資することを目的とする。</u>	目次 第1章 総則(第1条 <u>第3条</u>) 第2章 <u>農業者等貸付金(第4条 第24条)</u> <u>第3章 融資機関貸付金(第25条 第39条)</u> 第4章 雑則(<u>第40条</u>) 附則 (目的) 第1条 この規則は、農業者が農業経営の改善を目的として新たな農業部門の経営若しくは農畜産物の加工の事業の経営を開始し、又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産若しくは販売の方法を導入することを支援するため、 <u>県が農業者等に対して農業改良資金を貸し付け、又は農業改良資金の貸付けを行う融資機関に対して当該貸付けに必要な資金を貸し付け、もって農業経営の安定と農業生産力の増強に資することを目的とする。</u>
(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、 <u>それぞれ当該各号に定めるところによる。</u>	(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、 <u>当該各号に定めるところによる。</u>

(1) 農業者等 農業者又は農業者の組織する団体で次のいずれかに該当するものをいう。

ア及びイ 略

ウ ア及びイに掲げる者以外の農業者であって、鳥取県農業改良資金事務取扱要領（以下「要領」という。）で定める要件を満たすもの

エ 法人格を有しない団体であって、原則として5年以内に農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する農業生産法人に組織変更する旨の目標を有すること 其他要領で定める要件を満たすもの（以下「集落営農組織」という。）

オ 集落営農組織以外の法人格を有しない団体であって、アからウまでに掲げる者が構成員の過半数であること 其他要領で定める要件を満たすもの

カ 略

(2)及び(3) 略

（貸付資格の認定の申請）

第3条 融資機関から農業改良資金の貸付けを受けようとする者は、法第2条に規定する農業改良措置（以下「農業改良措置」という。）に関する計画を作成し、当該貸付けを受けることが適当である旨の知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号。以下「権限規則」という。）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第13条第2項に規定する農林水産部長又は鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条の規定により設置された経営支援課の長。以下同じ。）の認定を受けなければならない。

2 前項の計画（以下「農業改良措置計画」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)～(3) 略

3 第1項の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、個人にあつては氏名及び住所、法人その他の団体にあつては名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載した申請書に農業改良措置計画 其他知事が必要と認める書類を添付して知事に提出しなければならない。

（貸付資格の認定）

第4条 知事は、前条第3項の規定による申請書の提

(1) 農業者等 農業者又は農業者の組織する団体で次のいずれかに該当するものをいう。

ア及びイ 略

ウ ア及びイに掲げる者以外の農業者であって、知事が別に定める要件を満たすもの

エ 法人格を有しない団体であつて、アからウまでに掲げる者が構成員の過半数であること 其他知事が別に定める要件を満たすもの

オ 略

(2)及び(3) 略

（貸付資格の認定の申請）

第3条 県又は融資機関から農業改良資金の貸付けを受けようとする者は、法第2条に規定する農業改良措置（以下「農業改良措置」という。）に関する計画を作成し、当該貸付けを受けることが適当である旨の知事の認定を受けなければならない。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)～(3) 略

3 第1項の認定を受けようとする者は、個人にあつては氏名及び住所、法人その他の団体にあつては名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載した申請書に同項の計画 其他知事が必要と認める書類を添付して知事に提出しなければならない。

出を受けたときは、当該申請に係る農業改良措置の内容が要領で定める要件に該当するとともに、その申請者（団体の場合には、その団体を構成する農業者）が当該申請に係る農業改良資金をもって当該農業改良措置を実施することによりその経営を改善する見込みがあり、かつ、当該申請に係る地域においては当該農業改良措置を実施することが必要であると認められる場合に限り、同条第1項の認定を行うものとする。

第2章 貸付金

（貸付け）

第5条 県は、予算の範囲内において、別表の左欄に掲げる農業改良資金をそれぞれ同表の右欄に定める者に貸し付ける融資機関に対し、当該貸付けに必要な資金を貸し付けるものとする。

2 県は、前項に規定する場合のほか、予算の範囲内において、他の農業者から要領で定める要件に該当する農作業を受託した認定農業者その他要領で定める者（以下「農作業受託者」という。）に、当該農作業の受託により必要となる資金（農業改良措置の導入に係る経費で、要領で定めるものに限る。以下「受託農作業経費」という。）を貸し付ける融資機関に対し、当該貸付けに必要な資金を貸し付けるものとする。

（農業者等貸付金の限度額等）

第6条 前条の規定により融資機関が農業者等に貸し付ける農業改良資金（以下「農業者等貸付金」という。）の一農業者等ごとの限度額は、次のとおりとする。ただし、認定農業者以外の者にあつては、農業改良措置を実施するのに必要な経費（受託農作業経費を含む。）の額の100分の80に相当する額と次に掲げる額のいずれか低い額とする。

（1）及び（2） 略

2 及び 3 略

（農業者等貸付金の利率）

第7条 略

（農業者等貸付金の償還方法）

第8条 農業者等貸付金の償還は、償還期間が1年以内の農業者等貸付金にあつては一時払の方法、その他の農業者等貸付金にあつては均等年賦支払の方法

第2章 農業者等貸付金

（貸付け）

第4条 県は、予算の範囲内において、別表の左欄に掲げる農業改良資金を、それぞれ同表の右欄に定める者に貸し付けるものとする。

2 県は、前項に規定する場合のほか、予算の範囲内において、他の農業者から知事が別に定める要件に該当する農作業を受託した認定農業者その他知事が別に定める者（以下「農作業受託者」という。）に、当該農作業の受託により必要となる資金（農業改良措置の導入に係る経費で、知事が別に定めるものに限る。）を貸し付けるものとする。

（限度額等）

第5条 前条の規定により貸し付けられる農業改良資金（以下この章において「農業者等貸付金」という。）の一農業者等ごとの限度額は、次のとおりとする。ただし、認定農業者以外の者にあつては、農業改良措置を実施するのに必要な経費の額の100分の80に相当する額と次に掲げる額のいずれか低い額とする。

（1）及び（2） 略

2 及び 3 略

（利率）

第6条 略

（償還方法）

第7条 農業者等貸付金の償還は、償還期間が1年以内の農業者等貸付金にあつては一時払の方法、その他の農業者等貸付金にあつては均等年賦支払の方法

によるものとする。ただし、農業者等貸付金の貸付けを受けた者は、繰上償還をすることができる。

によるものとする。ただし、農業者等貸付金の貸付けを受けた者（以下この章において「借受者」という。）は、繰上償還をすることができる。

（担保又は保証人）

第8条 農業者等貸付金の貸付けを受けようとする者（以下この章において「貸付申請者」という。）は、担保を提供し、又は連帯保証人を立てなければならない。

2 貸付申請者が農業者の組織する団体である場合には、その構成員のうち当該貸付けによって利益を受ける者が連帯保証人とならなければならない。

（貸付けの申請）

第9条 貸付申請者は、次に掲げる事項を記載した申請書に知事が必要と認める書類を添付して知事に提出しなければならない。この場合において、当該申請書の提出は、第3条第3項の規定による申請と併せて行うものとする。

（1）個人にあつては氏名及び住所、法人その他の団体にあつては名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

（2）貸付けを受けようとする金額

（3）担保及び連帯保証人の別並びに担保にあつては、その種類

（4）前3号に掲げるもののほか知事が必要と認める事項

（貸付けの決定）

第10条 知事は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、速やかにこれを審査し、貸し付けることが適当であると認めるときは、貸付けの決定を行うものとする。

2 知事は、前項の規定により貸付けの決定をしたときは、その旨を貸付申請者に通知するものとする。貸付けをしないと決定したときも、同様とする。

（借用証書）

第11条 前条第1項の規定により貸付けの決定を受けた者は、農業改良資金借用証書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

（事業内容の変更）

第12条 借受者は、農業者等貸付金の貸付けの対象となる事業（以下この章において「貸付対象事業」と

いう。)の内容の変更(知事が定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、農業改良資金事業内容変更承認申請書(様式第2号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業の中止等)

第13条 借受者は、貸付対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、農業改良資金事業中止等承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業未完了の報告)

第14条 借受者は、貸付金の貸付け後3月以内(別表第2号、第3号、第7号、第8号及び第11号に掲げる資金のうち、当該期間内に当該資金に係る事業を完了することが困難であるものとして知事が定めるもの(第35条において「特定資金」という。)にあっては、第3条第1項の計画に定める完了期限まで)に貸付対象事業を完了することができないときは、農業改良資金事業未完了報告書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(事業完了の報告)

第15条 借受者は、貸付対象事業を完了したときは、その日から30日以内に、農業改良資金事業完了報告書(様式第5号)に当該貸付対象事業に係る支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 別表第7号に掲げる資金の貸付けを受けた者は、前項の報告書と併せて研修修了報告書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(報告の要求)

第16条 知事は、必要があると認めるときは、借受者に対し貸付対象事業の実施状況等に関し報告をさせることができる。

(指示)

第17条 借受者は、前3条の規定による報告に基づき知事が農業者等貸付金の貸付けの目的を達成させるため必要な指示をしたときは、これに従わなければならない。

(事業財産の処分等の制限)

第18条 借受者は、農業者等貸付金の全部を償還するまでの間は、貸付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を農業者等貸付金の貸付けの目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

2 前項ただし書の承認を受けようとする者は、農業改良資金事業財産処分等承認申請書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

（一時償還）

第19条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第5条第3項及び第7条の規定にかかわらず、当該借受者に対し、農業者等貸付金の全部又は一部につき、支払期日前の一時償還を請求することができる。

- （1） 農業者等貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- （2） 虚偽の申請その他不正な手段により貸付けを受けたとき。
- （3） 償還金の支払を怠ったとき。
- （4） 債権の保全が著しく困難になるおそれがあると認められるとき。
- （5） 前各号に掲げる場合のほか、正当な理由なく貸付けの条件に違反したとき。

（支払の猶予）

第20条 知事は、次に掲げる理由により農業者等貸付金の償還が著しく困難であると認められる場合には、償還金の支払を猶予することができる。

- （1） 災害
- （2） 借受者（法人その他の団体であるときは、その団体を構成する農業者）又はその者と住居及び生計を一にする親族の死亡、疾病又は負傷

（支払猶予の申請）

第21条 前条の規定による償還金の支払の猶予を受けようとする者（次条において「猶予申請者」という。）は、支払期日の30日前までに農業改良資金支払猶予申請書（様式第8号）に支払の猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。

（支払猶予の決定）

第22条 知事は、前条の申請書の提出を受けたときは、

速やかにこれを審査し、支払の猶予をすることが適当であると認めるときは、支払の猶予の決定を行うものとする。

- 2 知事は、前項の規定により支払の猶予の決定をしたときは、その旨を猶予申請者に通知するものとする。支払を猶予しないと決定したときも、同様とする。

(違約金)

第23条 知事は、借受者が支払期日までに償還金又は第19条の規定により一時償還をすべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

- 2 知事は、第19条第1号、第2号又は第5号に該当したこと（同条第5号に該当した場合にあっては、知事が別に定める重要な条件に違反した場合に限る。）を理由として同条の規定により借受者に貸付金の一時償還の請求をした場合には、当該一時償還に係る金額につき年12.25パーセントの割合をもって貸付けの日から支払期日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

- 3 前2項に定める違約金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、^{じゆん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(事務の委託)

第24条 知事は、農業者等貸付金の貸付けに係る債権についての保全及び取立てに関する事務を鳥取県信用農業協同組合連合会に委託する。

第3章 融資機関貸付金

(貸付け)

第25条 県は、予算の範囲内において、前章の規定に準じて農業者等に対する農業改良資金の貸付けを行う融資機関に対し、当該貸付けに必要な資金を貸し付けるものとする。

(融資機関貸付金の償還期間等)

第9条 第5条の規定により県が融資機関に貸し付ける資金（以下「融資機関貸付金」という。）の償還期間は13年以内とし、据置期間は6年以内とする。この場合において、償還期間には、据置期間を含む

(償還期間等)

第26条 前条の規定により融資機関に貸し付けられる資金（以下「融資機関貸付金」という。）の償還期間は13年以内とし、据置期間は6年以内とする。この場合において、償還期間には、据置期間を含むも

<p>ものとする。</p> <p>(融資機関貸付金の利率) 第10条 略</p> <p>(融資機関貸付金の償還方法) 第11条 略</p> <p>(担保) 第12条 略</p> <p>(貸付けの申請) 第13条 略</p> <p>2 前項の申請書には、貸付申請者から農業改良資金の貸付けを受けようとする者から提出された当該貸付けに係る申請書の写しその他要領で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>(貸付けの決定) 第14条 略</p> <p>(借用証書) 第15条 前条第1項の規定により貸付けの決定を受けた者は、融資機関貸付金借用証書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。 (1)及び(2) 略</p> <p>(事業内容の変更) 第16条 借受者は、融資機関貸付金の貸付けの対象となる農業改良資金の貸付事業(次条及び第20条において「貸付事業」という。)の内容の変更(要領で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、融資機関貸付金貸付事業内容変更承認申請書(様式第2号)に変更をしようとする理由を証明する書類を添付して知事に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(事業の中止等) 第17条 借受者は、貸付事業を中止し、又は廃止しようとするときは、融資機関貸付金貸付事業中止等承認申請書(様式第3号)に中止又は廃止をしようとする理由を証明する書類を添付して知事に提出し、その承認を受けなければならない。</p>	<p>ものとする。</p> <p>(利率) 第27条 略</p> <p>(償還方法) 第28条 略</p> <p>(担保) 第29条 略</p> <p>(貸付けの申請) 第30条 略</p> <p>2 前項の申請書には、貸付申請者から農業改良資金の貸付けを受けようとする者から提出された当該貸付けに係る申請書の写しその他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。</p> <p>(貸付けの決定) 第31条 略</p> <p>(借用証書) 第32条 前条第1項の規定により貸付けの決定を受けた者は、融資機関貸付金借用証書(様式第9号)に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。 (1)及び(2) 略</p> <p>(事業内容の変更) 第33条 借受者は、融資機関貸付金の貸付けの対象となる農業改良資金の貸付事業(次条において「貸付事業」という。)の内容の変更(知事が定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、融資機関貸付金貸付事業内容変更承認申請書(様式第10号)に変更をしようとする理由を証明する書類を添付して知事に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(事業の中止等) 第34条 借受者は、貸付事業を中止し、又は廃止しようとするときは、融資機関貸付金貸付事業中止等承認申請書(様式第11号)に中止又は廃止をしようとする理由を証明する書類を添付して知事に提出し、その承認を受けなければならない。</p>
--	---

(対象事業の未完了の報告)

第18条 借受者は、借受農業者等が借受者の農業改良資金の貸付け後3月以内(別表2の項、3の項、7の項、8の項及び11の項に掲げる資金のうち、当該期間内に当該資金に係る事業を完了することが困難であるものとして要領で定めるもの)にあつては、農業改良措置計画に定める完了期限までに当該農業改良資金の貸付けの対象となる事業(次条において「対象事業」という。)を完了することができないときは、その旨を知事に報告しなければならない。

(対象事業の完了の報告)

第19条 借受者は、借受農業者等が対象事業を完了したときは、速やかに融資機関貸付金対象事業完了報告書(様式第4号)に借受農業者等から提出された対象事業を完了した旨の報告書の写しを添付して知事に提出しなければならない。

(報告の要求)

第20条 知事は、必要があると認めるときは、借受者に対し、貸付事業の実施状況等に関し報告を求めることができる。

(指示)

第21条 借受者は、前3条の規定による報告に基づき知事が融資機関貸付金の貸付けの目的を達成させるため必要な指示をしたときは、これに従わなければならない。

(一時償還)

第22条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第9条及び第11条の規定にかかわらず、当該借受者に対し、融資機関貸付金の全部又は一部につき、支払期日前の一時償還を請求することができる。

- (1) 融資機関貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により貸付けを受けたとき。
- (3) 償還金の支払を怠ったとき。
- (4) 債権の保全が著しく困難になるおそれがあると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、正当な理由なく貸付けの条件に違反したとき。

(対象事業の未完了の報告)

第35条 借受者は、借受農業者等が借受者の農業改良資金の貸付け後3月以内(特定資金にあつては、第3条第1項の計画に定める完了期限まで)に当該農業改良資金の貸付けの対象となる事業(次条において「対象事業」という。)を完了することができないときは、その旨を知事に報告しなければならない。

(対象事業の完了の報告)

第36条 借受者は、借受農業者等が対象事業を完了したときは、速やかに融資機関貸付金対象事業完了報告書(様式第12号)に借受農業者等から提出された対象事業を完了した旨の報告書の写しを添付して知事に提出しなければならない。

(支払の猶予)

第23条 略

(支払猶予の申請)

第24条 前条の規定による償還金の支払の猶予を受けようとする者は、支払期日の30日前までに融資機関貸付金支払猶予申請書(様式第5号)に支払の猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。

(支払猶予の決定)

第25条 知事は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかにこれを審査し、支払の猶予をすることが適当であると認めるときは、支払の猶予の決定を行うものとする。

2 知事は、前項の規定により支払の猶予の決定をしたときは、その旨を猶予申請者に通知するものとする。支払を猶予しないと決定したときも、同様とする。

(違約金)

第26条 知事は、借受者が支払期日までに償還金又は第22条の規定により一時償還をすべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

2 知事は、第22条第1号、第2号又は第5号に該当したこと(同条第5号に該当した場合にあっては、知事が別に定める重要な条件に違反した場合に限る。)を理由として同条の規定により借受者に貸付金の一時償還の請求をした場合には、当該一時償還に係る金額につき年12.25パーセントの割合をもって貸付けの日から支払期日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

3 前2項に定める違約金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

第3章 雑則

(支払の猶予)

第37条 略

(支払猶予の申請)

第38条 前条の規定による償還金の支払の猶予を受けようとする者は、支払期日の30日前までに融資機関貸付金支払猶予申請書(様式第13号)に支払の猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。

(準用)

第39条 第16条、第17条、第19条、第22条及び第23条の規定は、融資機関貸付金について準用する。

第4章 雑則

第27条 略	第40条 略
--------	--------

第2条 鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条、第18条関係）

農 業 改 良 資 金 の 種 類	貸付対象者
1 施設の改良、造成又は取得に必要な資金	農業者等
2 永年性植物の植栽又は育成に必要な資金	
3 家畜の購入又は育成に必要な資金	
4 農地又は採草放牧地の排水改良、土壌改良その他作付条件の整備に必要な資金	
5 農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。）について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金	
6 農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金	
7 能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金	
8 品種の転換を行うのに必要な資金	認定農業者及び集落営農組織
9 農畜産物の需要を開拓するための新たな農畜産物の加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金	認定農業者
10 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金	認定農業者、集落営農組織及び特定認定農業者
11 前各項に掲げるもののほか、農業経営の改善によって必要となる農薬費、資材費、雇用に要する費用並びに機械及び施設の修理費（農業改良措置の導入の初期的段階に係る経費に限る。）に充てるのに必要な資金	

様式第1号から様式第8号までを削る。

様式第9号中「第32条関係」を「第15条関係」に改め、同様式を様式第1号とする。

様式第10号中「第33条関係」を「第16条関係」に、「鳥取県農業改良資金貸付規則第33条」を「鳥取県農業改良資金貸付規則第16条」に改め、同様式を様式第2号とする。

様式第11号中「第34条関係」を「第17条関係」に、「鳥取県農業改良資金貸付規則第34条」を「鳥取県農業改良資金貸付規則第17条」に改め、同様式を様式第3号とする。

様式第12号中「第36条関係」を「第19条関係」に、「鳥取県農業改良資金貸付規則第36条」を「鳥取県農業改良資金貸付規則第19条」に改め、同様式を様式第4号とする。

様式第13号中「第38条関係」を「第24条関係」に、「鳥取県農業改良資金貸付規則第38条」を「鳥取県農業改良資金貸付規則第24条」に改め、同様式を様式第5号とする。

（鳥取県事務処理権限規則の一部改正）

第3条 鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該

改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後										改正前										
別表第2(第3条 第4条 第5条 第6条 第8条 第11条関係)										別表第2(第3条 第4条 第5条 第6条 第8条 第11条関係)										
個別事項に係る事務処理権限										個別事項に係る事務処理権限										
所 属 名	事 項 種 類	内 容	事務処理権限の区分						地方機関の 長の名称	所 属 名	事 項 種 類	内 容	事務処理権限の区分						地方機関の 長の名称	
			専 決 権 者		委 任 決 裁 権 者								知事	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者					知事
			部長	課長	部長	課長	部長	課長							部長	課長	部長	課長		
略										略										
経営										経営										
支 援 課										支 援 課										
四 鳥取県農業改良資金貸付規則(平成14年鳥取県規則第36号)に基づく知事の権限に属する事務										四 鳥取県農業改良資金貸付規則(平成14年鳥取県規則第36号)に基づく知事の権限に属する事務										
1 同規則第3条第1項の規定による農業改良資金の貸付けを受けることが適当である旨の認定										1 同規則第24条の規定による貸付金の貸付に係る債権についての保全及び取立てに関する事務の委託										
四の二 鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則(平成19年鳥取県規則第25号)に基づく知事の権限に属する事務										1 同規則第3条第1項の規定による貸付金の貸付けに係る債権についての保全及び取立てに関する事務の鳥取県信用農業協同組合連合会への委託										
五-十六 略										五-十六 略										
略										略										

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中第3条第1項の改正は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取県農業改良資金貸付規則(以下「旧規則」という。)の規定により貸し付けている資金については、なお従前の例による。

(事務の委託)

3 前項の規定にかかわらず、知事は、この規則の施行の際現に旧規則第4条第1項の規定により貸し付けている農業改良資金に係る債権の保全及び取立てに関する事務を、鳥取県信用農業協同組合連合会又は債権回収会社(債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第126号)第2条第3項に規定する債権回収会社をいう。)に委託することができる。

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第26号

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則（昭和57年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条及び様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

次の表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（開場の期日）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 知事（<u>鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県水産事務所設置条例（平成12年鳥取県条例第28号）第1条の規定により設置された水産事務所の長。以下同じ。）</u>）は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、市場を臨時に開場し、又は休場することができる。</p> <p>3 略</p> <p>（許可証の掲示）</p> <p>第12条 仲卸業者は、仲卸業務許可証を仲卸店舗内<u>又は卸売業務施設内</u>の見やすい場所に掲示しなければならない。</p> <p>（事業報告書の提出）</p> <p>第14条 条例第6条の事業報告書は、毎事業年度経過後3月以内に提出しなければならない。</p> <p>（事業報告書の提出）</p> <p>第19条 条例第11条の事業報告書は、毎事業年度経過後3月以内に提出しなければならない。</p>	<p>（開場の期日）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、市場を臨時に開場し、又は休場することができる。</p> <p>3 略</p> <p>（許可証の掲示）</p> <p>第12条 仲卸業者は、仲卸業務許可証を仲卸店舗内の見やすい場所に掲示しなければならない。</p> <p>（営業報告書の提出）</p> <p>第14条 条例第6条の営業報告書は、毎事業年度経過後3月以内に提出しなければならない。</p> <p>（営業報告書の提出）</p> <p>第19条 条例第11条の営業報告書は、毎事業年度経過後3月以内に提出しなければならない。</p>

(卸売予定数量等の報告)

第26条 略

2 条例第30条第3項の規定による報告は、月の初日から末日までの取扱状況を翌月5日までに、取扱状況報告書(様式第15号)を提出してしなければならない。

(利用状況報告)

第27条の2 市場施設のうち卸売業務施設(水産物の荷さばきのための利用に限る。)の利用許可を受けた者は、当該施設に係る毎月の利用状況について、月の初日から末日までの利用状況を翌月10日までに、利用状況報告書(様式第19号)を知事に提出しなければならない。

様式第2号(第9条関係)

仲 卸 業 務 許 可 申 請 書

職 氏 名 様

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例第3条第1項の規定により仲卸業務の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

住 所

申請者(法人にあっては、所在地)

氏 名 ⑩

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

記

略	
年間の仲卸店舗(卸売業務施設)内での販売見込み	略
略	
資本金又は出資の額	円
略	

添付書類 略

(卸売予定数量等の報告)

第26条 略

2 条例第30条第3項の規定による報告は、卸売業者にあつては翌月5日までに、仲卸業者にあつては翌月10日までに、取扱状況報告書(様式第15号)を提出してしなければならない。

様式第2号(第9条関係)

仲 卸 業 務 許 可 申 請 書

職 氏 名 様

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例第3条第1項の規定により仲卸業務の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

住 所

申請者(法人にあっては、所在地)

氏 名 ⑩

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

記

略	
年間の仲卸店舗内での販売見込み	略
略	
資本又は出資の額	円
略	

添付書類 略

備考 「資本金又は出資の額」及び「役員の氏名」欄は、申請者が法人である場合に記入すること。

様式第4号（第10条関係）

仲卸業務許可更新申請書

職 氏 名 様

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例第4条第1項の規定により仲卸業務の許可の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

住 所
申請者（法人にあっては、所在地）
氏 名 ⑩
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

記

略	
仲卸店 舗（卸 売業務 施設） 内での 販売	略
略	
資本金又は出資の額	円
略	

添付書類 略

備考 「資本金又は出資の額」及び「役員の氏名」欄は、申請者が法人である場合に記入すること。

様式第6号（第16条関係）

売 買 参 加 者 登 録 申 請 書

職 氏 名 様

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例第8条第1項の規定により売買参加者の登録

備考 「資本又は出資の額」及び「役員の氏名」欄は、申請者が法人である場合に記入すること。

様式第4号（第10条関係）

仲卸業務許可更新申請書

職 氏 名 様

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例第4条第1項の規定により仲卸業務の許可の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

住 所
申請者（法人にあっては、所在地）
氏 名 ⑩
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

記

略	
仲卸店 舗内での 販売	略
略	
資本又は出資の額	円
略	

添付書類 略

備考 「資本又は出資の額」及び「役員の氏名」欄は、申請者が法人である場合に記入すること。

様式第6号（第16条関係）

売 買 参 加 者 登 録 申 請 書

職 氏 名 様

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例第8条第1項の規定により売買参加者の登録

を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

住 所
申請者（法人にあっては、所在地）
氏 名 ㊟
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

記

略	
資本金又は出資の額	円
略	

添付書類 略

備考 「資本金又は出資の額」及び「役員の氏名」欄は、申請者が法人である場合に記入すること。

様式第7号（第17条関係）

売買参加者登録更新申請書

職 氏 名 様

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例第9条第1項の規定により売買参加者の登録の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

住 所
申請者（法人にあっては、所在地）
氏 名 ㊟
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

記

略	
資本金又は出資の額	円
略	

添付書類 略

備考 「資本金又は出資の額」及び「役員の氏名」欄は、申請者が法人である場合に記入すること。

を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

住 所
申請者（法人にあっては、所在地）
氏 名 ㊟
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

記

略	
資本又は出資の額	円
略	

添付書類 略

備考 「資本又は出資の額」及び「役員の氏名」欄は、申請者が法人である場合に記入すること。

様式第7号（第17条関係）

売買参加者登録更新申請書

職 氏 名 様

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例第9条第1項の規定により売買参加者の登録の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

住 所
申請者（法人にあっては、所在地）
氏 名 ㊟
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

記

略	
資本又は出資の額	円
略	

添付書類 略

備考 「資本又は出資の額」及び「役員の氏名」欄は、申請者が法人である場合に記入すること。

様式第9号（第20条関係）

附 属 営 業 許 可 申 請 書

職 氏 名 様

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例第13条第1項の規定により附属営業の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

住 所
申請者（法人にあっては、所在地）
氏 名 ㊞
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

記

略	
資本金又は出資の額 （申請者が法人である場合）	円
略	

様式第15号（第26条関係）

取 扱 状 況 報 告 書

職 氏 名 様

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例第30条第3項の規定により 年 月中の水産物の取扱状況について、下記のとおり報告します。

年 月 日

卸売業者の名称
代表者の氏名 ㊞

記

様式第9号（第20条関係）

附 属 営 業 許 可 申 請 書

職 氏 名 様

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例第13条第1項の規定により附属営業の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

住 所
申請者（法人にあっては、所在地）
氏 名 ㊞
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

記

略	
資本又は出資の額 （申請者が法人である場合）	円
略	

様式第15号（第26条関係）

その1 卸売業者用

取 扱 状 況 報 告 書

職 氏 名 様

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例第30条第3項の規定により 年 月中の卸売の取扱状況について、下記のとおり報告します。

年 月 日

卸売業者の名称
代表者の氏名 ㊞

記

- 1 略
- 2 取扱実績

略

備考 取扱実績には、次の卸売の実績を含めること。

- 1 条例第16条第1項ただし書の規定による相対
売又は定価売の方法により行ったもの
- 2 条例第20条第1項ただし書の規定により仲卸
業者及び売買参加者以外の者に対して行ったも
の
- 3 条例第21条ただし書に規定する取扱方法によ
り行ったもの

様式第19号（第27条の2関係）

利用状況報告書

- 1 略
- 2 取扱実績

略

その2 仲卸業者用

取 扱 状 況 報 告 書

職 氏 _____ 名 様

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例第30条第3項の規定により 年 月中の
仲卸の取扱状況について、下記のとおり報告します。

年 月 日

仲卸業務許可番号

仲卸業者の氏名 ⑩

（法人にあっては、名称及び代
表者の氏名）

記

区分	種類	数 量 (トン)			金 額 (千円)		
		卸 売 分	そ の 他	計	卸 売 分	そ の 他	計
買							
受	合 計						
販							
売	合 計						

職 氏 名 様

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則第27条の2の規定により 年
 月中の利用状況について、下記のとおり報告します。

年 月 日

氏 名 ④
 (法人にあつては、名称及び代
 者の氏名)

記

日	荷さばき数量		船名	備考
	生鮮水産物	加工水産物		
	kg・箱	kg		
計	kg・箱	kg		

備考

- 1 利用実績が無い場合は、その旨を報告すること。
- 2 船名の欄は、荷さばきを行った水産物を積んでいた船の名称を記載すること。なお、当該船が複数隻の場合は、主な船の名称を記載し、その次に「その他 隻」と記載すること。
- 3 生鮮水産物については、キログラム又は箱の該当する方を丸で囲むこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、様式第2号、様式第4号、様式第6号、様式第7号及び様式第9号の改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成19年3月1日からこの規則の施行の日(前項ただし書に規定する日に限る。)までの間に改正前の鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則の規定に基づき提出された仲卸業務許可申請書及び仲卸業務許可更新申請書は、改正後の鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則の規定に基づき提出されたものとみなす。

公安委員会規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月27日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

鳥取県公安委員会規則第4号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和37年鳥取県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（課長、監察官室長、所長及び隊長）</p> <p>第18条 本部の課に課長を、監察官室に監察官室長を、研究所に所長を、自動車警ら隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊に隊長を置き、警視正若しくは警視の階級にある警察官又は<u>一般職員（警察職員のうち警察官以外の職員をいう。以下同じ。）</u>をもって充てる。</p> <p>2 略</p> <p>（管理官等）</p> <p>第20条 略</p> <p>2 管理官は警視若しくは警部の階級にある警察官又は<u>一般職員</u>を、調査官は警視又は警部の階級にある警察官を、参事は<u>一般職員</u>をもって充てる。</p> <p>3 略</p> <p>（監査室）</p> <p>第20条の2 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 監査室に、室長を置き、警視の階級にある警察官又は<u>一般職員</u>をもって充てる。</p> <p>5 略</p>	<p>（課長、監察官室長、所長及び隊長）</p> <p>第18条 本部の課に課長を、監察官室に監察官室長を、研究所に所長を、自動車警ら隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊に隊長を置き、警視正若しくは警視の階級にある警察官又は<u>事務吏員若しくは技術吏員</u>をもって充てる。</p> <p>2 略</p> <p>（管理官等）</p> <p>第20条 略</p> <p>2 管理官は警視若しくは警部の階級にある警察官又は<u>事務吏員若しくは技術吏員</u>を、調査官は警視又は警部の階級にある警察官を、参事は<u>事務吏員又は技術吏員</u>をもって充てる。</p> <p>3 略</p> <p>（監査室）</p> <p>第20条の2 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 監査室に、室長を置き、警視の階級にある警察官又は<u>事務吏員</u>をもって充てる。</p> <p>5 略</p>

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。